

令和8年度 北杜市芸術文化スポーツ振興基金活用事業募集要項

芸術文化スポーツ振興基金は、「教育・文化に輝く杜づくり」を目的とした、心豊かで活力あふれる芸術文化やスポーツ振興事業を支援するため、企業や個人から協力をいただき、積み立てています。

市では、民間団体が一流のアーティストやアスリートを招いて、市民のために行う芸術文化・スポーツ事業に対し、この基金から補助金を交付します。

1 補助対象となる事業

多くの市民、特に将来を担う子供たちが参加でき、芸術文化スポーツの人材育成につながる①～④の事業

- ①一流の優れた芸術文化振興事業
オーケストラ・合唱祭などの演奏会、美術展覧会、文化講演会など
- ②一流の優れたスポーツ振興事業
市民参加の健康増進事業、スポーツ大会、スポーツ講演会など
- ③北杜市内の会場に限る。
- ④その他

①や②に準ずる事業

* 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに実施し、他の補助金などの交付を受けていない事業に限る。

* 入場料収入など自己負担額以外の収入の確保に努める事業に限る。(収支内容については、活用検討委員会において審査する。)

2 補助金交付対象団体

- ①市内に住所または活動の本拠があること。
- ②規約等を有し、代表者の定めがあること。
- ③自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。

3 補助金の額

①事業に要する補助対象経費から入場料、広告料、協賛金、市以外の補助金等の収入を差し引いた経費に対し**予算の範囲内**で交付します。(上限30万円)

②交付は当該年度において**1団体につき1事業**とします。

ただし、団体構成人員役員又は、出演者として年2回までの関わりとする。

4 補助対象経費 (領収書等により経費の確認ができること)

①賃金	会場整理、警備賃金など
②報償費	出演費、音楽費(作曲料など)、舞台費(衣装費・照明費など)
③旅費	講師や出演者の交通費など(団体の構成メンバーは除く)
④需用費	消耗品費(事業開催に伴うもの)、印刷製本費(プログラム印刷費など)
⑤役務費	通信運搬費(郵送料など。電話料は除く)、手数料(会場設営・撤去費など)、保険料、広告料
⑥使用料・賃借料	実施会場使用料など

*対象とならない経費

- ①団体の恒常的な人件費や運営費(光熱水費、電話代、事務用機器など)
- ②すべての食料費(打上げ代、出演依頼を含む食事代、打合せ時茶菓子代など)
- ③交際費(土産、花代など)
- ④参加者各自に帰属するもの(参加者の記念品代など)
- ⑤備品購入費
- ⑥団体の構成員にかかる謝金旅費など
- ⑦賃金、賞品にかかる経費
- ⑧その他請求書や領収書が徴収できないもの

5 補助金申請の方法

令和8年2月2日（月）～3月2日（月）までに申請書を生涯学習課へ提出してください。

（郵送の場合は、3月2日（月）必着）

※ 募集要項は、生涯学習課に備えてあります。また、市ホームページ「暮らしの情報・市政情報・北杜市の取り組み」からもダウンロードできます。

6 補助の決定方法

3月下旬に開催の北杜市芸術文化スポーツ振興基金活用検討委員会で選考し、決定します。

なお、活用検討委員会は書類審査及びプレゼン形式で行い、申請者の方に申請事業内容について説明をいただく場合もあります。

生涯学習課

TEL：42-1373

FAX：42-1124